

「実践しよう！生活行為向上マネジメント」

生活行為向上マネジメント推進プロジェクトからの情報発信

生活行為向上推進プロジェクトニュース

臨時号 平成 27 年 4 月 6 日

■ 続報：重要！

4月1日厚生労働省発出「平成27年度介護報酬改定に関するQ&A」 ～ 生活行為向上リハビリテーションの算定要件に関して ～

生活行為向上マネジメント推進プロジェクト 担当理事 土井勝幸

- プロジェクトニュース4月2日（臨時号）でお知らせをしました、「生活行為向上リハビリテーション加算」に係る作業療法士の要件について、4月4日に厚労省から、当面の条件付きの暫定的な扱いとして、当協会の「生活行為向上マネジメント基礎研修」（以下、基礎研修）修了者に対して、協会から修了証を発行し、その修了証をもって、「生活行為向上リハビリテーション加算」に係る作業療法士の要件とすることが示されました。

4月2日現在

- ・概論90分、演習330分の履修
- ・1事例以上のMTDLR実践（事例報告を提出するか事例報告会での事例発表）



4月6日現在

- ・概論90分、演習330分の履修 ⇒ 基礎研修修了者・修了証 ≒ 算定要件

但し、1事例以上のMTDLR実践（事例報告を提出するか事例報告会での事例発表）を義務付けるものとする。

- 上記のように、概論90分、演習330分の基礎研修修了者は算定要件を満たすこととなります。しかし、事例に対してMTDLRを実践し、事例報告を行うことを前提条件としており、今後、より上位の実践者向け研修の修了を目指さなければなりません。
- 基礎研修を26年度末までに修了した者については、基礎研修修了証の発行日を4月1日付とし順次発行を進める予定です。27年度以降は基礎研修修了後手続きを受け随時発行することになります。前提条件となる実務者研修修了ですが、基礎研修修了証の発行日から1年内に実践者研修を修了するものと致します。詳細については、MTDLRプロジェクトで基準案を作成し、理事会の承認をもってあらためてお知らせをさせて頂きます。

※MTDLRは「生活行為向上リハビリテーション算定」のためだけの手段ではありません。

「心身機能・活動・参加」をバランスよく支援するための作業療法士のマネジメントツールです。